

令和 7 年 3 月 28 日
道路局環境安全・防災課

直轄駐車場維持管理・運営事業（Ⅱ期）の実施方針公表について ～PFI 法に基づく公共施設等運営事業として実施します～

国土交通省は、直轄駐車場（全国 14 箇所）の効率的かつ効果的な維持管理・運営、駐車場利用者の更なる利便性向上を図るため、維持管理・運営等を PFI 法に基づく公共施設等運営事業として実施することとし、事業の概要等を定めた「実施方針」を策定しました。

直轄駐車場は、路上駐車による交通渋滞の緩和及び交通事故の削減を目的に整備した施設です。平成 24 年 10 月よりⅠ期事業として本施設の維持管理・運営を PFI 事業として実施していますが、令和 9 年 3 月に終了するⅠ期事業を引継ぐ事業として、民間の資金や経営能力を活用したⅡ期事業を実施予定です。

1. 実施方針の概要

- ・事業名称：直轄駐車場維持管理・運営事業（Ⅱ期）
- ・事業方式：PFI 法に基づく公共施設等運営事業（コンセッション）方式
- ・事業内容：全国 14 箇所の直轄駐車場の維持管理・運営事業
- ・事業期間：実施契約等の締結日～令和 19 年 3 月 31 日

2. 施設見学の実施

応募希望者向けに対象施設の見学を令和 7 年 6 月 3 日（火）～6 月 26 日（木）にかけ実施します。施設見学の参加申込の受付、施設見学に関する質問・意見の受付期限は令和 7 年 3 月 31 日（月）～4 月 25 日（金）です。

3. 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関し、令和 7 年 6 月 16 日（月）～6 月 30 日（月）までの期間で意見を受け付けます。

詳細は、次の国土交通省のホームページよりご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/ope_mente2.html

<問合せ先>

道路局 環境安全・防災課

杉田（内 38222）

環境安全・防災課 道路交通安全対策室

鈴木（内 38104）

代表（03）5253-8111 直通（03）5253-8907